

省エネ適合性判定料金

単位:円(消費税抜き)

判定対象床面積の合計	評価方法	建築物の用途		
		ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
300㎡未満	標準入力法 主要室入力法	160,000	80,000	90,000
	モデル建物法	80,000	30,000	40,000
300㎡以上～2,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	220,000	120,000	140,000
	モデル建物法	120,000	40,000	70,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	280,000	160,000	180,000
	モデル建物法	150,000	60,000	90,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	400,000	220,000	260,000
	モデル建物法	190,000	70,000	110,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	420,000	230,000	270,000
	モデル建物法	210,000	80,000	120,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	550,000	300,000	350,000
	モデル建物法	280,000	110,000	160,000
50,000㎡以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

- ※1 判定対象床面積が50,000㎡以上の判定料金は、別途見積とする。
- ※2 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。
- ※3 用途区分が複数存在する建築物の判定料金は、建築物の用途区分毎に判定対象床面積に該当判定料金を算出し、これらの合計額とする。(複数用途集計)
- ※4 用途区分が複数存在する建築物は、建築物全体の判定対象床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額と上記の複数用途集計による額を比較し、低額な額とする。
- ※5 増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値1.2を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の区分を採用することができる。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の区分を採用する。
- ※6 判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更して計画変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書を他機関で交付している場合は、上記表の料金とする。
- ※7 判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、上記表の料金に軽微な変更Cの場合は0.5を、軽微な変更Bの場合は0.1を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書を他機関で交付している場合は、上記表の料金とする。
- ※8 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額とする。
- ※9 建築物全体が計算の対象から除外される用途の判定料金は、上表によらず8,000円(税込)とする。
- ※10 判定通知書の再発行料金は、1通につき5,000円(税込)とする。
- ※11 ※6～8を適用する場合の判定料金の端数整理は、千円未満を切り捨てとする。